

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（承認事件の調査） 第27条 省略 2 省略 <u>3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による提出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と議長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第29条第3項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> <u>4</u> 省略 （少数意見の留保） 第29条 省略 2 省略 <u>3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による提出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u> （会議録の調製並びに保管） 第33条 省略 2 省略 <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の調製は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電</u>	（承認事件の調査） 第27条 省略 2 省略 <u>3</u> 省略 （少数意見の留保） 第29条 省略 2 省略 （会議録の調製並びに保管） 第33条 省略 2 省略

子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は捺印については、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

(一般公述人)

第39条 省略

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による文書は、委員長が定めるところにより、委員会又は委員長の使用に係る電子計算機と公述人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。

4 省略

5 省略

(参考人)

第42条 省略

2・3 省略

4 参考人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは委員会若しくは委員長の使用に係る電子計算機_____と参考人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

5 省略

(一般公述人)

第39条 省略

2 省略

3 省略

4 省略

(参考人)

第42条 省略

2・3 省略

4 参考人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは委員会若しくは委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と参考人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

5 省略

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

委員会における情報通信技術を活用する方法により手続を行うために必要となる事項を定めるため、この条例の一部を改正しようとするものである。